

まちづくり支援に係る包括連携  
に関する協定書

長野県  
独立行政法人 都市再生機構

## まちづくり支援に係る包括連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、お互いの持つ技術や情報を活かし、未来に続く魅力あるまちづくりを進めていくため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互協力の上、甲が県内で行うまちづくりの支援やまちづくりに携わる人材の育成支援を実施することにより、未来に続く魅力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）甲が行う市町村等のまちづくりの支援に関する事項
- （2）甲が行うまちづくりに携わる人材の育成に関する事項
- （3）その他両者が必要と認める事項

（連携体制）

第3条 甲と乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（機密保持）

第4条 甲と乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、甲と乙が本協定の終了について合意したときに失効するものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の長が記名の上、各自1通を保有する。

平成30年5月18日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2  
長野県知事

（ 自 署 ）

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号  
独立行政法人都市再生機構  
理事長

（ 自 署 ）